

## [事案 2025-78] 入院一時金支払請求

・令和8年3月27日 裁定終了

### <事案の概要>

約款上の入院に該当しないとして、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和6年7月に急性胃炎・急性肺炎の治療のために海外の病院に入院したため、令和5年7月に成立した自身を被保険者とする定期保険にもとづき給付金を請求したが、約款上の入院に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1)海外へ帰省中、日中に急激な腹痛が起こり、夜中に呼吸も困難になったため、通院したところ、医師より入院を勧められて入院した。
- (2)「急性胃炎および急性肺炎」による入院は、医師の指導の下による入院であり、約款の支払事由に該当する。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の入院時のカルテやその後のカルテには、入院中に嘔吐や咳嗽、37℃を超える発熱があったとの記録は一切なく、明確な胃腸炎および肺炎が疑われる症状の記録がない。
- (2)入院中に作成された申立人の体温表によれば、申立人は入院期間中のほとんどの期間にわたって病室に不在であり、一人で自由に歩き回れたことから、診断書に記載された急性胃炎・急性肺炎は極めて軽症であった。
- (3)申立人に実施された入院期間中の治療は、去痰薬や抗生物質の点滴静注であった。日本では去痰剤を静脈内投与することはなく、発熱もないのに抗生物質の静脈内投与をこれほど長期に行う意図も不明である。液量から判断しても朝夕各一時間もかからない点滴治療であり、外来でも十分対応可能なものであった。
- (4)本入院は日本の医療常識とかけ離れた入院判断・診療を行う医療機関で行われたものであり、約款上の「日本国内の病院と同等」の医療施設とは認められない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。